

住宅の品質確保の促進等に関する法律における登録機関

(平成30年4月1日現在)

登録試験機関

計 13機関

登録番号	機関名	事務所の所在地	当初指定年月日
国土交通大臣 1	一般財団法人ベターリビング	東京都	H12. 8. 1
国土交通大臣 2	一般財団法人日本建築センター	東京都	H12. 8. 1
国土交通大臣 3	一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府	H12. 10. 3
国土交通大臣 4	一般財団法人建材試験センター	東京都	H12. 10. 3
国土交通大臣 5	(欠)	—	—
国土交通大臣 6	日本ERI (株)	東京都	H12. 12. 22
国土交通大臣 7	(株) 都市居住評価センター	東京都	H14. 9. 3
国土交通大臣 8	ハウスプラス確認検査 (株)	東京都	H15. 11. 18
国土交通大臣 9	(株) 東京建築検査機構	東京都	H16. 5. 6
国土交通大臣10	(欠)	—	—
国土交通大臣11	ビューローベリタスジャパン (株)	神奈川県	H17. 4. 1
国土交通大臣12	(株) 確認サービス	愛知県	H17. 8. 1
国土交通大臣13	公益財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都	H19. 8. 24
国土交通大臣14	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	東京都	H23. 9. 1
国土交通大臣15	一般財団法人さいたま住宅検査センター	埼玉県	H25. 2. 1